

# 再乱用防止対策事業（麻薬・覚醒剤等対策事業）

厚生労働省 医薬局監視指導・麻薬対策課

# 麻薬・覚醒剤等対策費

## 事業概要

麻薬・覚醒剤等の危害を国民に周知するとともに、その撲滅を図るため、以下の事業を実施する。

事業概要	事業内容
地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修	<ul style="list-style-type: none"><li>全国7ブロックにおいて、厚生労働省主催で、国及び都道府県の薬物取締関係機関が一堂に会し、薬物取締の現状や課題等について情報交換を実施する。</li></ul>
野生大麻・けしの除去	<ul style="list-style-type: none"><li>不正大麻・けしの正しい知識の普及に努め、自生している大麻やけしの除去活動を集中的に実施する。</li></ul>
国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催	<ul style="list-style-type: none"><li>全国6ブロックにて、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会を実施し、乱用薬物の違法性・有害性についての広報啓発を実施する。</li></ul>
再乱用防止対策講習会の開催等	<ul style="list-style-type: none"><li>全国6ブロックにて、再乱用防止対策講習会を開催し、地域の薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上を目指す。</li><li>薬物事犯者（初犯）等を対象に、再乱用防止に向けて、対象者と面談を行い、面談の結果を踏まえた断薬プログラム等の支援を実施する。</li></ul>

## 行政事業レビュー公開プロセス 選定理由



- 覚醒剤事犯における検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者は約7割と高い水準にあり、再乱用防止対策を強化することは喫緊の課題となっている。
- 薬物再乱用防止対策の取組の一つとして、地方厚生局麻薬取締部に再乱用防止支援員を配置し、保護観察が付かない執行猶予者に対して、再乱用防止対策プログラムを行っており、令和4年にあつては、参加率：81%、定着率：91%と高水準を保っているが、再犯者率が依然として高い水準となっていることから、同プログラムを含めた再乱用防止対策について、効果的な事業の実施方法を検討するとともに、成果目標が本事業の効果を判断するために適切な指標となっているか検証する必要があるため。

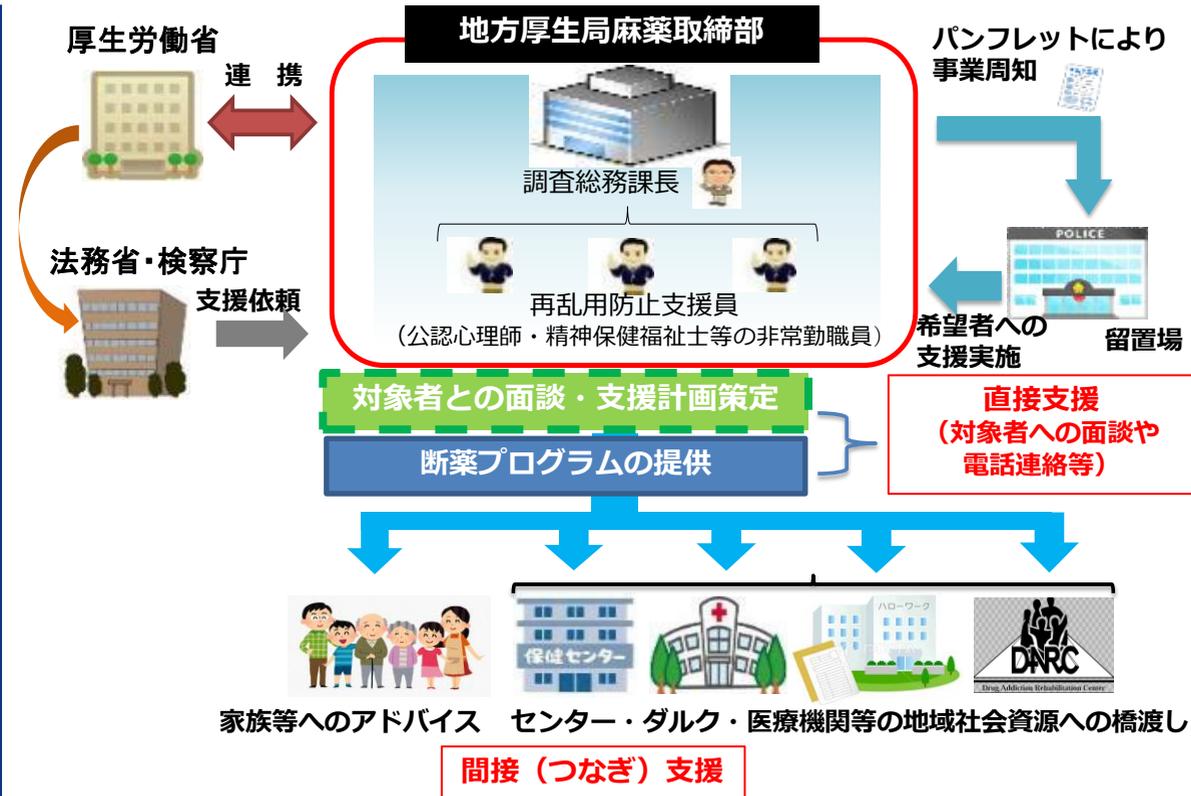
# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

令和6年度当初予算 1.4億円 (85百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 令和元年より、薬物事犯者（初犯）等を中心に、再乱用防止に向けた支援に取り組むとともに、令和3年度からは、関係省庁との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた取り組みを試行的に全国の麻薬取締部において実施しているところ。
- 令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」では、本事業の拡充に向けた検討を行うことが求められるとともに、令和5年8月に公表された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」では、再乱用防止策を充実させるべきとされた。
- 更に、今般成立した大麻取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議では、大麻を含む薬物事犯者の再乱用防止のため、薬物事犯者に対する長期的な支援を目指した総合的な取組の検討が求められており、本事業の拡充が必要な状況である。

## 2 事業の概要・スキーム



- (事業の概要)
- 支援対象者である薬物事犯者（初犯）等に対して、対象者と面談を行い、面談の結果を踏まえた断薬プログラム等の直接支援等を実施。
- (主な拡充内容)
- 関係省等との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた試行的取り組みを全国に拡大。
  - 体制強化に伴う、直接支援を実施する再乱用防止支援員の増員等【拡充】

## 3 実施主体等

国（麻薬取締部）

## 4 事業実績

- ・ 整備状況  
(令和5年4月現在)  
再乱用防止支援員：17名  
再乱用防止支援員補助員：6名
- ・ 支援実施状況  
(令和5年12月現在)  
対象者数：101名

# 再乱用防止対策事業における支援について

## 支援対象者

### ①初犯者等

保護観察の付かない執行猶予者

※ 麻薬取締部による検挙や検察庁からの紹介を受け、再乱用防止対策事業への参加の意向があった者に対して支援を実施。

### ②初犯者等以外の者

初犯者等以外の薬物乱用者のうち、自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む者

## 支援内容

(原則再乱用防止支援員のみが支援を行う)

### ①対象者と面接(アセスメント)

→対象者に対し、再乱用防止対策事業への参加の意向を確認

支援実施可否  
の決定

### ②対象者や家族への支援

- ・対象者本人への電話連絡や面談
- ・家族等への電話連絡や面談
- ・地域資源の紹介(精神保健福祉センター、医療機関、自助団体等)
- ・断薬プログラムの提供

※支援期間は原則2年間

# 再乱用防止支援員による再乱用防止プログラムの実施イメージ

- 認知行動療法を基に、薬物を使用するきっかけとなる事象（引き金）を特定して、再使用を防ぐための対処スキルを修得させることを目的としたワークブック「まとりは」を使用。
- 公認心理師・精神保健福祉士等の資格を有する支援員による、1対1の個人面談により支援を行う。

麻薬取締部対象者

法務省等対象者

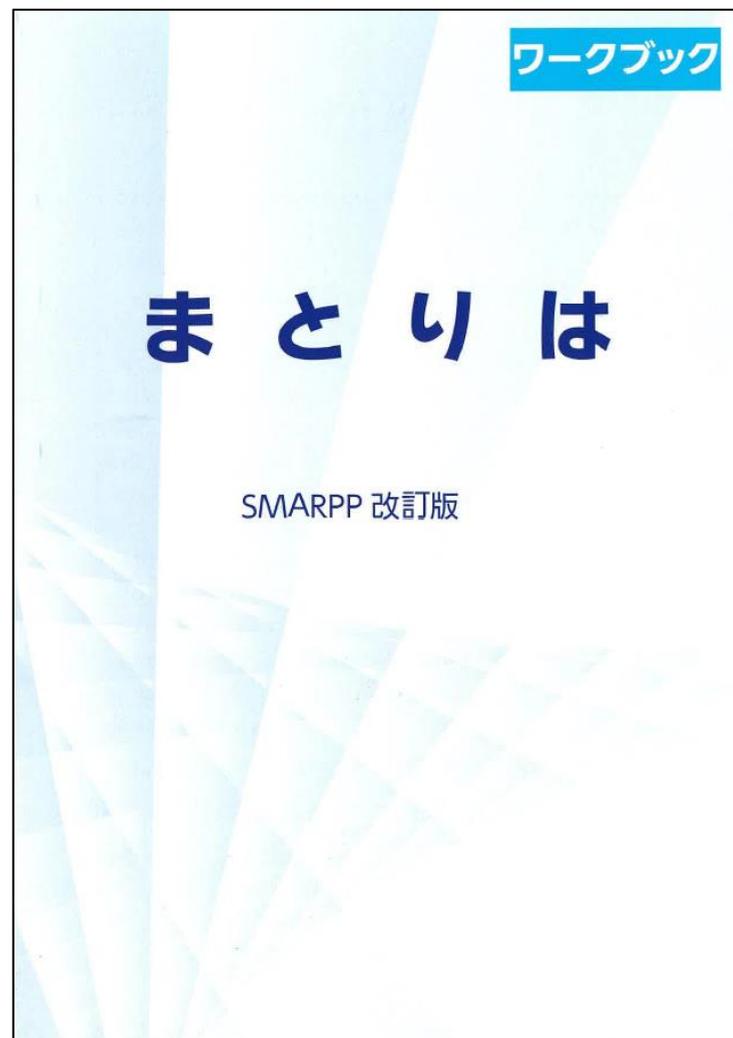
①再乱防止支援員が対象者と面接（アセスメント）  
⇒事業の概要を説明し、対象者が支援を希望すれば、参加同意書の提出を受け、今後の面談等の日程を調整。

②対象者個人情報カードの作成

③家族等との面談  
⇒家族等の求めに応じて実施

④支援計画の策定

⑤支援の実施  
⇒ワークブック「まとりは」等を用いた支援を実施。



## 再乱用防止対策事業 新規対象者数推移

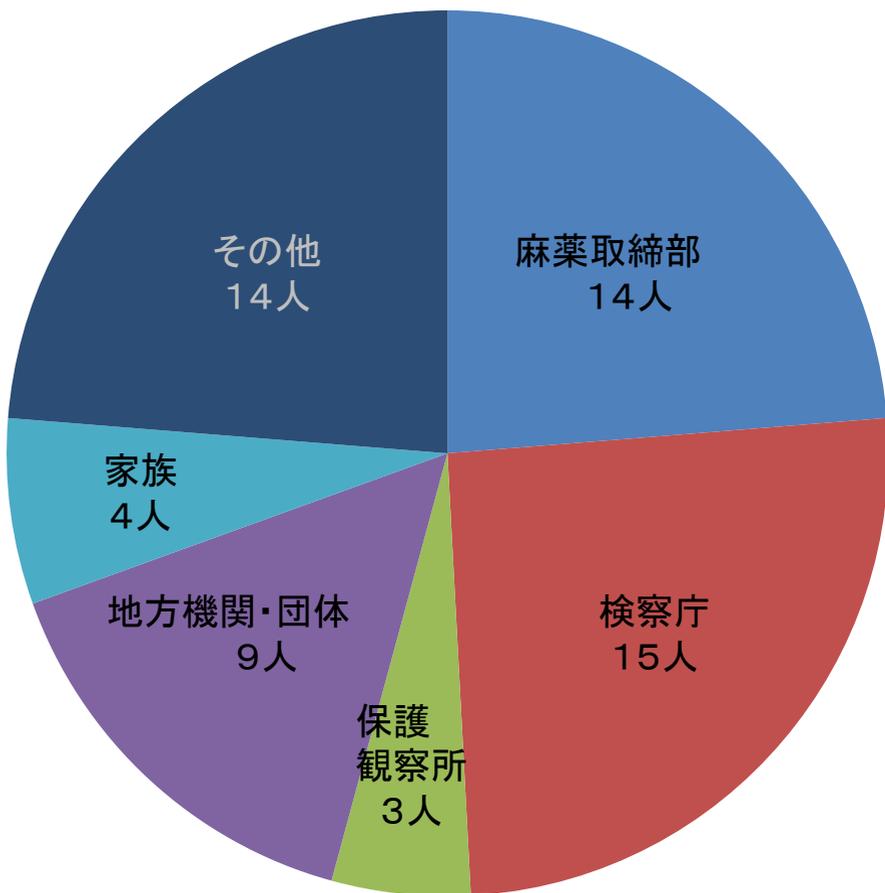
- 令和元年から、麻薬取締部において、薬物事犯者（初犯）等を中心に、再乱用防止に向けた支援を開始した。
- 令和3年度から、法務省との連携事業を試行的に開始し、令和4年に入り、地方検察庁からの対象者受入を開始した。

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
対象者（人）	53	42	28	57	59
参加者（人）	32	41	28	46	49
定着者（人） （当該年末時点）	32	38	26	42	42
参加率（%）	60	98	100	81	83
定着率（%）	100	93	93	91	86

- ※ 対象者：麻薬取締部による検挙や検察庁からの紹介等により、本事業の対象となった人数
- ※ 参加者：対象者に対して本事業の説明を行った後、本事業への参加同意を得られた人数
- ※ 定着者：当該年の参加者のうち、当該年の12月末まで継続して本事業に参加した人数
- ※ 参加率：対象者に占める参加者の割合
- ※ 定着率：参加者に占める定着者の割合

## 新規対象者の端緒内訳（令和5年）

- 令和5年における再乱用防止対策事業の新規対象者59名の、対象者となった端緒の内訳。
- 検察庁との連携事業を端緒とする新規対象者数は、全体の約1/4を占める。

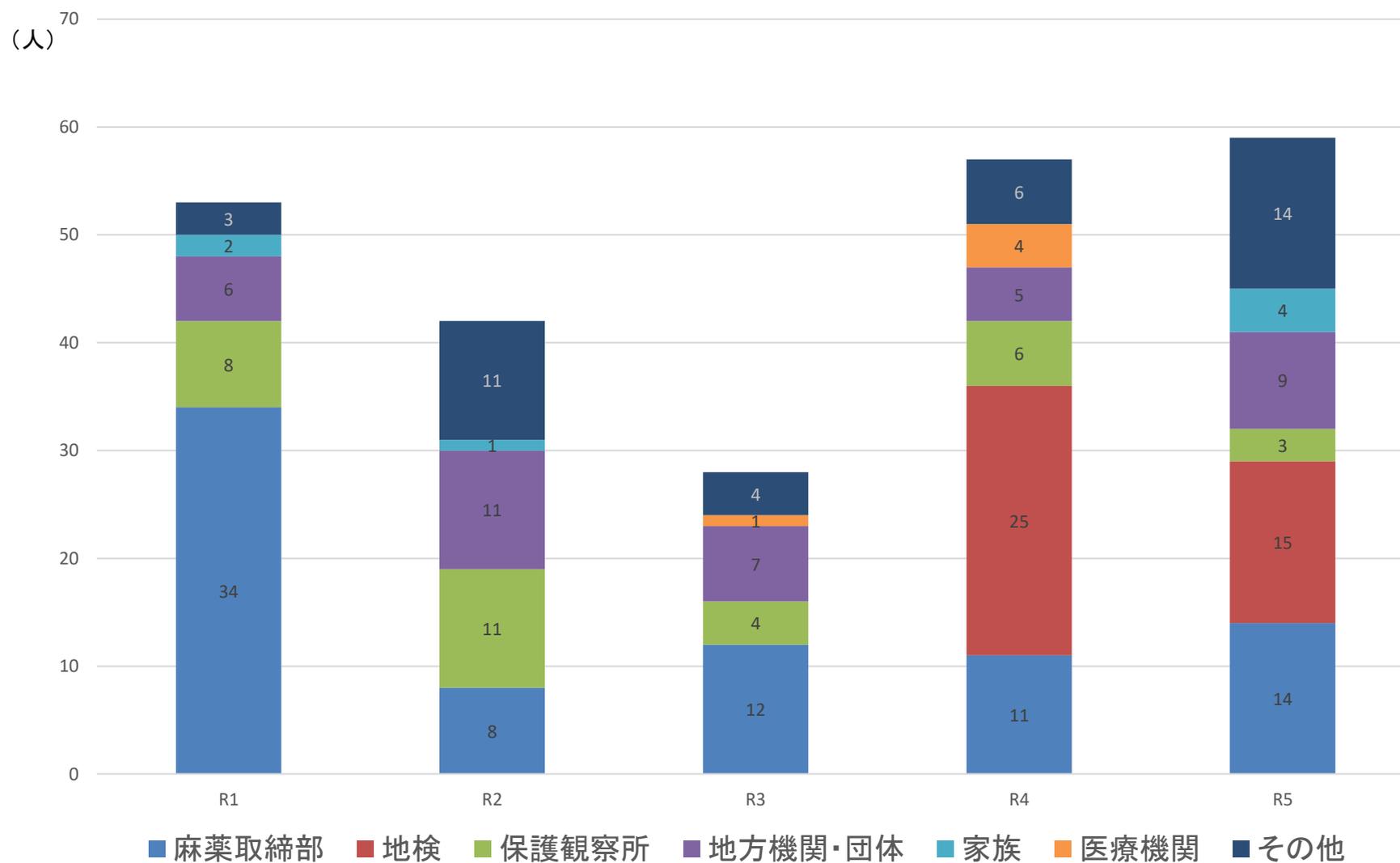


	対象者 (人)	全体に 占める 割合 (%)
麻薬取締部	14	24
検察庁	15	25
保護観察所	3	5
地方機関・団体	9	15
家族	4	7
医療機関	0	0
その他	14	24
合計	59	100

※ その他の一例：弁護士からの紹介、個人からの希望

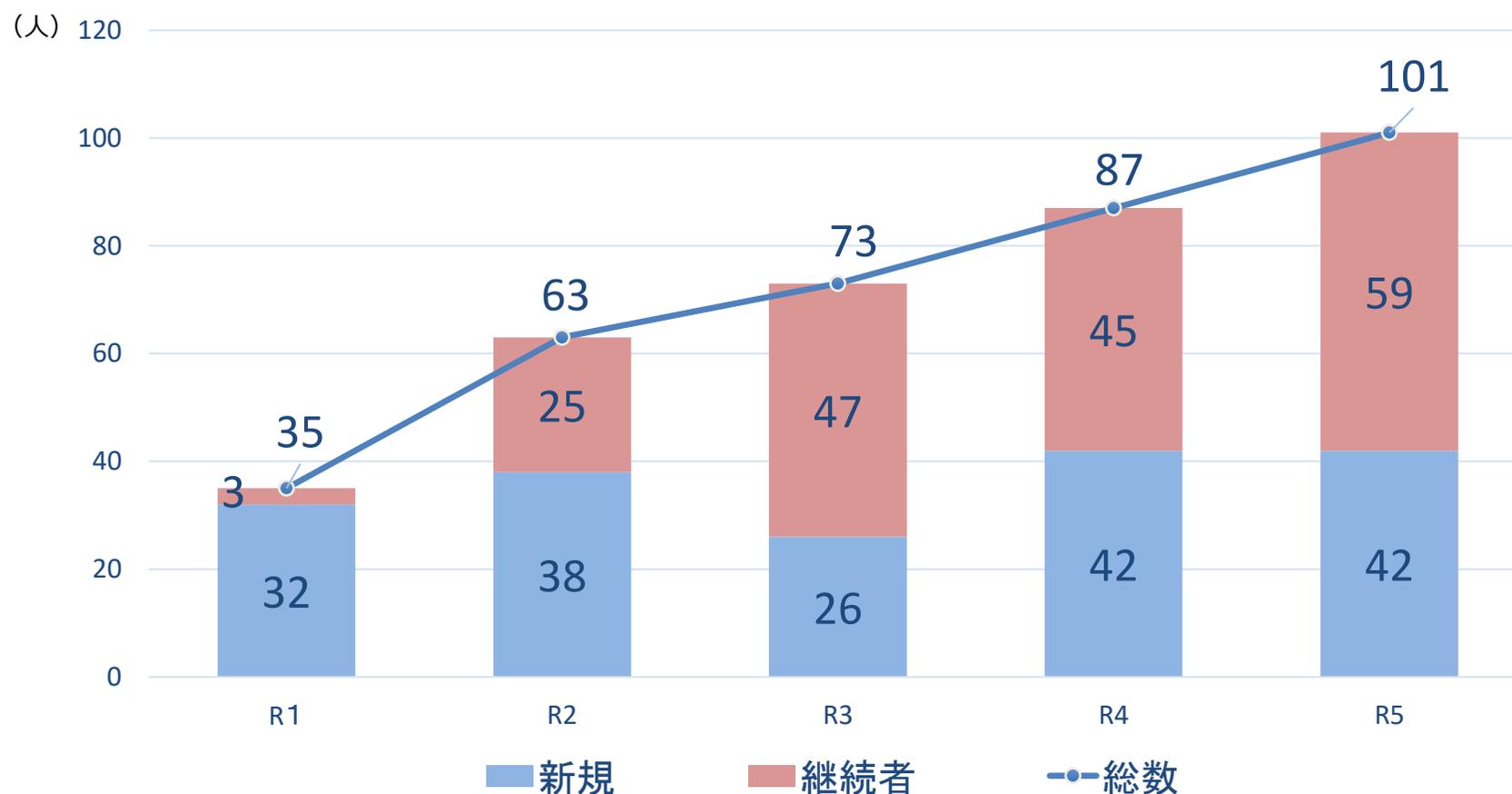
## 新規対象者の端緒内訳（推移）

- 再乱用防止対策事業の新規対象者（各年）の、対象者となった端緒の内訳。
- 法務省との連携事業による新規対象者の受入は、令和4年から開始。



## 再乱用防止対策事業における支援実施者数の推移

- 本数値は、麻薬取締部で実施している再乱用防止対策プログラムについて、直接支援を実施している者の総数である。（各年末の集計）
- 法務省との連携事業を開始したこともあり、令和元年から令和5年まで徐々に増加しているが、更なる拡大のために事業の改善等の検討が必要。



- ※ 新規：当該年に本事業に参加した者で、当該年の12月末まで本事業に参加していた人数
- ※ 継続者：当該年以前から本事業に参加していた者で、継続して当該年の12月末まで本事業に参加していた人数
- ※ 総数：新規と継続者の合計数で、本事業で支援を実施している人数

# 再乱用防止対策講習会

## 1 再乱用防止対策講習会について

- 本講習会は平成19年度から、全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において開催しており、薬物乱用対策を担う保健所や精神保健福祉センター担当者等を主な対象にするとともに、一般にも公開して実施している。
- 本講習会は、地域における薬物中毒・依存症に対する意識・資質の向上を図ることを目的としている。
- 講習会の内容としては、厚生労働省の薬物依存症対策について説明すると共に、薬物依存症治療の専門家から薬物依存に関する考え方・理解促進に向けた基調講演を、各地域の家族会の代表者から依存症者を家族に持つ者の視点から経験談等を講演していただいている。

## 2 政府内施策における位置付け

- 第六次薬物乱用防止五か年戦略
  - 相談・支援窓口の周知と充実
  - 薬物依存症に関する正しい理解の促進
- 第二次再犯防止推進計画
  - 薬物乱用を未然に防止するための広報・啓発活動の充実

## 3 開催実績等について

- 令和元年度に本講習会を開催して以降、コロナ感染拡大防止のため開催を見合わせていたが、令和5年度は全国6ブロックで対面開催を実施し、本講習会参加者は計332名であった。
- 令和5年度開催から、講習会の内容に関する理解度等のアンケートを実施しており、令和5年度のアンケート集計を行った結果、約98%が「理解できた」との回答であった。

※アンケート結果詳細

講習会参加者：332名、理解できた：325名、理解できなかった：2名、未回答：5名

# 論点と見直しの方向性①

## 論点①

- 令和4年度の覚醒剤事犯の検挙人員は6,289人、うち再犯者数は4,258人で、再犯者率は67.7%。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、過去10年間、6割を超える高水準にあることから、**薬物再乱用防止対策について、より効果的な事業の実施方法を検討する必要があるのではないか。**

## 本事業の実施状況

- **本事業の対象者は、制度上支援を受けることのできない、全部執行猶予者が中心。**
  - 実刑判決を受けた薬物事犯者は、矯正施設で「薬物依存離脱指導」が実施されている。
  - 保護観察付判決を受けた薬物事犯者は、保護観察所で「薬物再乱用防止プログラム」が実施されている。
- 本事業を開始した当初は、麻薬取締部において検挙した薬物事犯者が主な対象者であったが、**令和3年度からは法務省と連携し、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された薬物事犯者等も対象**にして、地方検察庁を介しての受入れを試行的に開始。（地方検察庁の連携先：令和3年4地区、令和5年9地区）
  - 各地方厚生局麻薬取締部の再乱用防止支援員が対象者を支援する端緒として、地方検察庁を介するケースと同庁を介しないケースが同程度の割合となっている。
  - **令和5年度からは、すべての麻薬取締部において地方検察庁からの対象者の受入れ**を試行的に実施。

## 見直しの方向性

薬物の再乱用防止対策にあたっては、関係省庁が各々の事業の目的を踏まえ連携して対応を行う必要があるが、本事業をより効果的に実施するには、本事業の目的や実施内容について更なる周知を進めることが重要と考えられる。

このため、

- 地方検察庁等の他の捜査機関を介して本事業に参加する場合を想定し、分かりやすい事業の概要や最寄りの麻薬取締部への紹介の流れ等を示した資料を作成する。
- 依存症の方が希望する支援を受けられるよう、再乱用防止対策講習会などを通し、関係省庁やダルク・医療機関等の地域社会資源に対して麻薬取締部の事業の特徴を周知し、各関係機関が連携して、支援に繋がられる体制の構築を目指す。

## 論点と見直しの方向性②

### 論点②

**本事業の効果を判断するため、現在の成果目標が適切であるか検証する必要があるのではないか。**

＜成果目標及び成果実績＞

成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5年度
	講習会参加者の理解度85%以上とする	講習会参加者の理解度		成果実績	%	-	-	-
目標値				%	-	-	-	85
達成度				%	-	-	-	-
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 -年度
	薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上		成果実績	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-	

### 本事業の実施状況

- 近年の薬物事犯における再犯率の高さに鑑み、再乱用防止対策の推進・強化は必要不可欠であり、**薬物事犯者等に対する治療等の対応だけでなく、地域の社会資源と連携した対策等も講じていくことが必要**となっている。
- **再乱用防止対策事業**では、薬物事犯者である対象者に対し、再乱用防止支援員（公認心理師、精神保健福祉士等）が、面談や電話連絡等により2年間の支援を実施。
- **再乱用防止対策講習会**は、全国6ブロックにおいて、薬物依存症治療の専門家、地域医療、薬物問題の相談員などの参加により、薬物再乱用防止に関する知識の普及・向上を図るとともに、地域において薬物再乱用防止対策を包括的に実施するために開催しており、一般の方も参加可能となっている。

## 論点と見直しの方向性②

### 見直しの方向性② – 1（短期アウトカムの設定）

- 薬物事犯者における薬物の再乱用を防止する上では、再乱用防止対策事業における支援の対象者に対し、支援者の状況や、支援を受ける地域の社会資源等を考慮した上で、継続的、かつ、きめ細やかな支援を行う必要がある。**当該事業の短期的な成果という観点からは、支援を行った個人に着目し、断薬プログラム等をはじめとした支援プログラム（標準期間：2年間）の満了又は支援対象者の希望に添った社会資源（ダルク・医療機関等）への引き継ぎ等により支援の目的を達成しているか否か（※）について評価を行うことが妥当**と考えられる。
- ※ 評価指標としては、支援の目的の達成には様々なケースが考えられ、事例ごとに判断が必要になるなど複雑になる可能性があることから、それを裏返して、**未達成のまま支援を終了した割合である「脱落率」により評価する方が適している**と考えられる。



本事業の短期アウトカム（成果指標）は、「**支援対象者の再乱用防止対策事業からの脱落率**」への変更を検討する。

### 見直しの方向性② – 2（長期アウトカムの設定）

- 本事業の継続的な実施の成果としては、薬物事犯者への再乱用防止の支援により、薬物事犯の再犯者率の低下への寄与が期待されるため、**直接的には、再犯者数や再犯者率の推移による評価が理想**と考えられる。
- しかし、**薬物の再乱用防止に関する取組が奏功しているか否かは、薬物事犯者の置かれている環境等の他律的な要素による影響や、本事業のみならず他の関係機関等の取り組みと併せて総合的に評価する必要がある**。このため、**本事業による長期的な成果を、何らかの指標を用いて評価することは困難**である。
- 他方、薬物の再乱用防止に関する取組については、薬物事犯者への個別対応のみではなく、薬物相談を担う関係者や一般国民の薬物に対する意識・知識の向上を通し、地域の社会資源が連携した包括的な対策を講じることも重要。このため、**再乱用防止対策講習会により、薬物事犯者等に接する機会が多い関係者を中心とした情報共有等を進めることも包括的な対策に繋がると考えられる**。

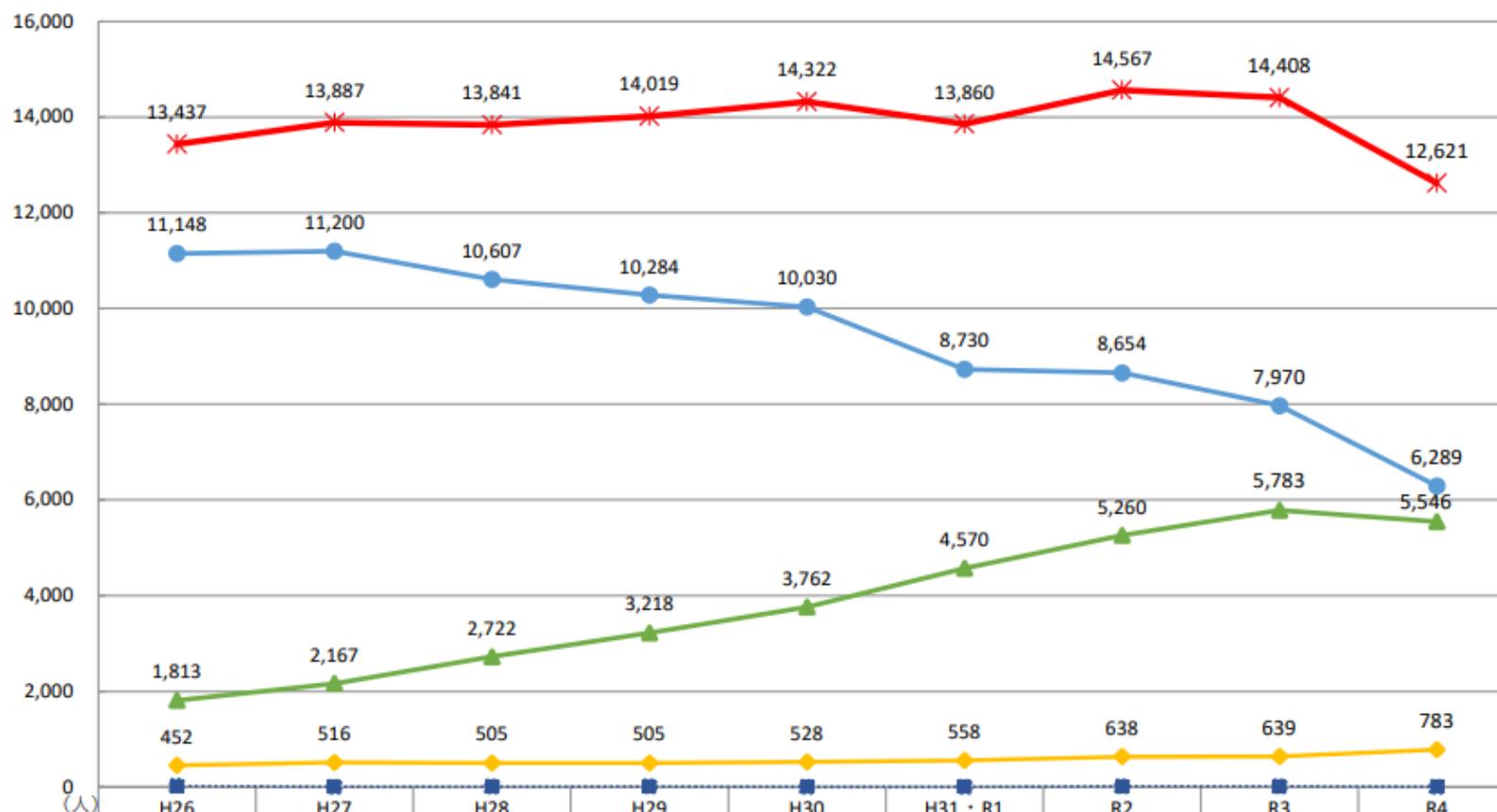


**薬物再乱用防止対策の効果は、他の取組と総合的に評価する必要があり、対象者もそれぞれ異なることから、本事業単独での再乱用防止対策の効果について定量的に評価を行うことは困難**である。このため、本事業において薬物事犯者に対する個別プログラムや、講習会を引き続き実施することにより、**現行のアウトカム指標を一部修正し「薬物相談を担う職員や支援対象者を含む一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上」に向けて取り組んでいくこと**としたい。

# 參考資料

# 薬物事犯検挙人員の推移

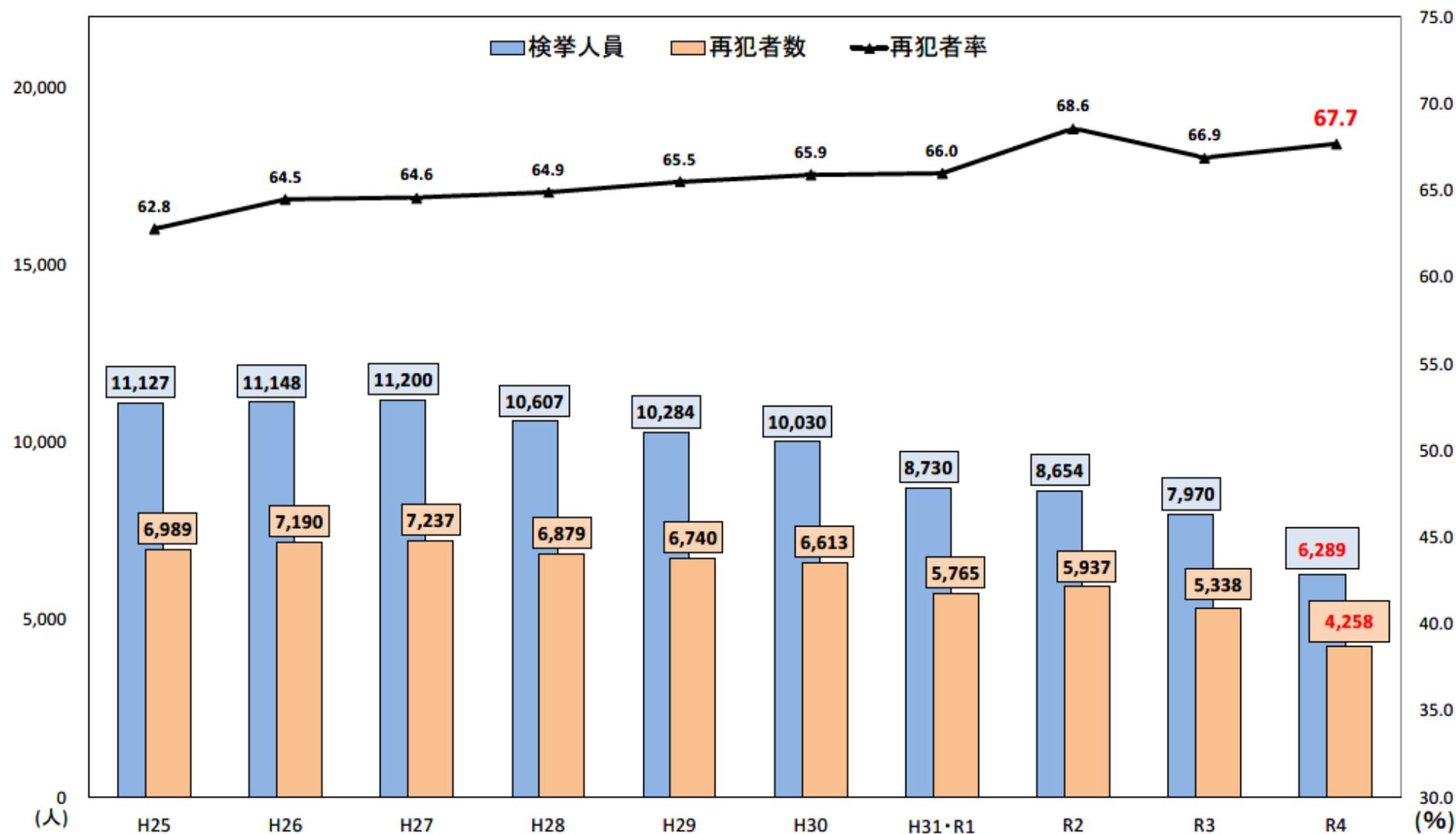
- 薬物事犯全体の検挙人員は、**昨年より減少**
- 大麻事犯の検挙人員は、**過去最多を更新した昨年と同水準**
- 麻薬事犯の検挙人員は、**過去11年で最多**



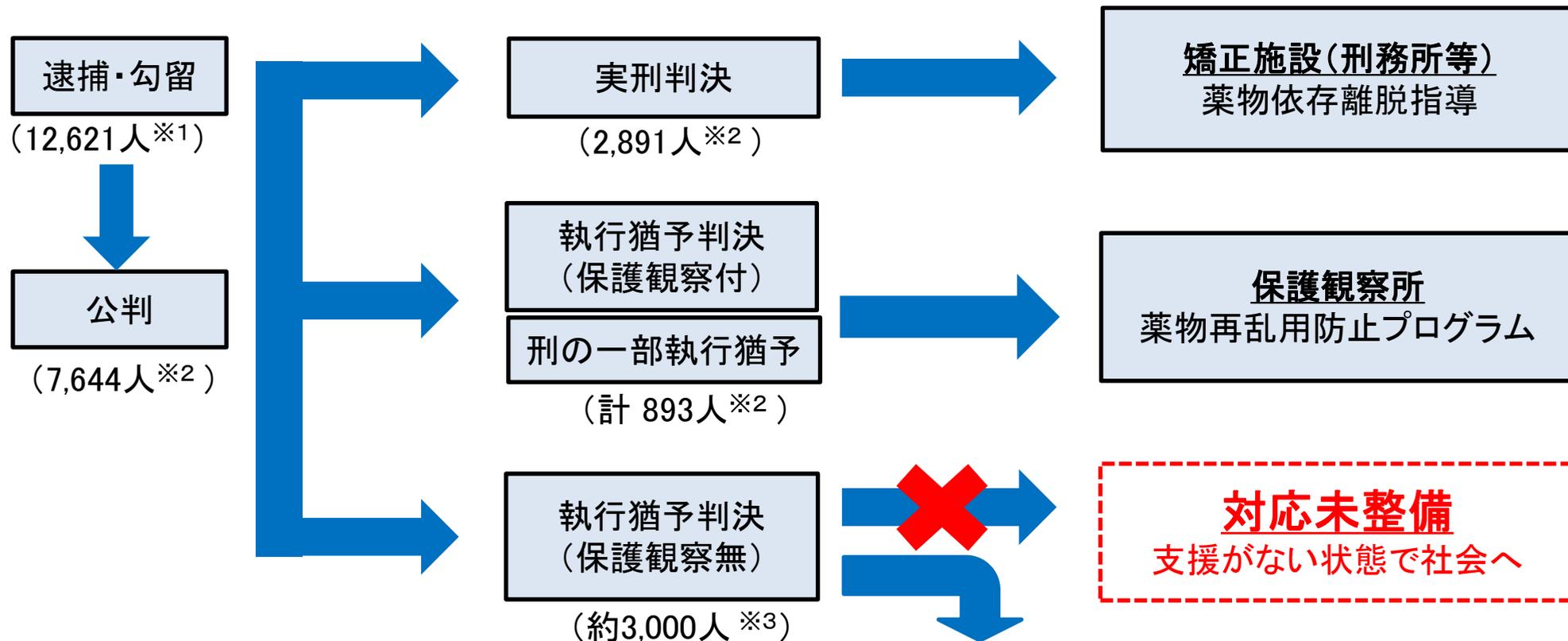
● 覚醒剤	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654	7,970	6,289
▲ 大麻	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260	5,783	5,546
◆ 麻薬・向精神薬	452	516	505	505	528	558	638	639	783
■ あへん	24	4	7	12	2	2	15	16	3
✱ 全薬物事犯	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567	14,408	12,621

# 覚醒剤事犯における再犯者率の推移

○覚醒剤事犯の再犯者率は、昨年より増加して**67.7%**



# 薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業について



## 麻薬取締部による再乱用防止対策プログラム

執行猶予判決(保護観察無)を受けた薬物事犯者(初犯)等を中心に再乱用防止に向けた支援を実施。  
(令和5年末時点での支援実施者数:101人)

- ①直接支援: 支援対象者との面談、断薬プログラムの提供。
- ②間接支援: センター・ダルク・医療機関等の地域社会資源への橋渡し。
- ③家族支援: 対象者の家族への電話連絡や面談。

※1 統計値は、麻薬及び向精神薬取締法、あへん取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、麻薬特例法における検挙人員(出典:第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ 令和5年8月8日とりまとめ 統計グラフ(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001237111.pdf>))

※2 統計値は、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、麻薬特例法における、通常第一審における終局処理人員(出典:令和5年版犯罪白書、[https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70\\_2\\_2\\_3\\_1.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_2_3_1.html))。

※3 全部執行猶予(保護観察無)となった者の総数は3,842人※2。この総数には再犯者等も含まれており、直接的な統計は存在しないものの、本事業の主な支援対象者となる初犯者等は、約3000人と推計。

# 第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）概要

## 戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

## 5つの目標

※項目は主なものを記載

### 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

#### <大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

#### <国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

#### <デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

### 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

#### <関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

#### <治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

#### <大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

### 目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

#### <薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

#### <巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

#### <新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

### 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

#### <密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

#### <大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化>

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

#### <国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

### 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

#### <各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

#### <我が国の薬物乱用政策の積極的発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

#### <海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

# 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

(令和5年12月6日成立・13日公布)

## 改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）

「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

### 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。

(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）

- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

### 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。

- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。

(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。

- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

## 施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

# 行政事業レビューシートの見直し①（アクティビティ 及び アウトプット）

- 本事業に関する論点②（本資料p.10参照）を踏まえ、行政事業レビューシートにおける各種指標の見直しを行った。

※令和6年度行政事業レビューシートより様式が変更となっているため、以下はイメージ（次スライド以降も同様）。

活動内容③ (アクティビティ)	全国6ブロックにて、再乱用防止対策講習会を開催し、地域の薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上を目指す。								
↓									
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	再乱用防止対策講習会の開催	再乱用防止対策講習会の開催 回数	活動実績	回	-	-	-	6	6
			当初見込み	回	6	6	6	6	6



活動内容③ (アクティビティ)	麻薬取締部において実施している再乱用防止対策事業により、薬物事犯者(初犯)等を対象として、再乱用防止に向けた支援を実施し、薬物事犯者の薬物依存症に対する意識・知識の向上を目指すと共に、再犯の防止を目指す。								
↓									
活動目標及び活動実績 ③ (アウトプット)	活動目標	活動指標	/	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	5年度 活動見込	6年度 活動見込
	支援対象者に対する再乱用防止に向けた支援の実施	支援対象者に対する再乱用防止に向けた支援実施頻度(定期的支援)	活動実績	回/月・対象者	-	-	-	-	-
			当初見込み	回/月・対象者	-	-	-	2	2

# 行政事業レビューシートの見直し②（短期アウトカム）

- 本事業に関する論点②（本資料p.10参照）を踏まえ、行政事業レビューシートにおける各種指標の見直しを行った。

↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	再乱用防止対策講習会において、地域の薬物相談を担う職員や一般国民を対象として薬物中毒の正しい理解を促すパンフレットの配布や、医療関係者等を中心とした講演を行うことによる、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図るための短期的な指標として、理解度を設定した。						
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 5 年度
	講習会参加者の理解度85%以上とする	講習会参加者の理解度	成果実績	%	-	-	-	-
			目標値	%	-	-	-	85
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	薬物依存症に対する意識・知識の向上を図るためには、講習会参加者が講習会の内容を理解することが必須であることから、講習会参加者に対して、講習会の内容に関する理解度等のアンケートを実施する。 なお、令和2年度から4年度にかけては、コロナ感染症拡大防止のため、講習会を開催できていない。							



↓	成果目標③-1の 設定理由 (アウトプット からのつながり)	再乱用防止対策事業を実施することによる短期的な成果としては、支援を行った個人に着目し、支援対象者に対する面談や電話連絡を通じた断薬プログラム等をはじめとした支援プログラムによる当該対象者の社会復帰等が考えられる。 評価指標としては、支援の目的の達成には様々なケースが考えられ、事例ごとに判断が必要になるなど複雑になる可能性があることから、それを裏返して、未達成のまま支援を終了した割合である「脱落率」により評価する方が適していると考えられることから、 <b>短期的な指標としては脱落率を設定した。</b>						
成果目標及び成果実績 ③-1 (短期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標年度 6 年度
	支援対象者の再乱用防止対策事業からの脱落率を20%以下とする。	支援対象者の再乱用防止対策事業からの脱落率	成果実績	%	-	-	-	-
			目標値	%	-	-	-	20
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	再乱用防止対策事業において集計している統計値のうち、音信不通・逮捕等の要因により事業から離脱した者を脱落者として集計し、脱落率を算出する。脱落率の目標値(20%)は、既存のデータである定着率(支援を開始した年の12月末時点で集計し、支援を継続している対象者の割合:概ね90%前後⇒脱落率10%前後)をもとに、本事業が2年間を前提とした支援であることを考慮して設定した。 また、当該脱落率を算出するに当たり、分母は「令和〇年度の、本事業への参加者数」とし、支援期間を踏まえ、分子は「令和〇年度の参加者のうち、支援開始後2年以内に脱落した者の数」とした上で、令和〇+2年度の実績として記載する。							

# 行政事業レビューシートの見直し③（長期アウトカム）

- 本事業に関する論点②（本資料p.10参照）を踏まえ、行政事業レビューシートにおける各種指標の見直しを行った。

↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	不正薬物の乱用防止を推進するためには、薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上が必須であるから。						
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度
	薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上	-	成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	薬物相談を担う職員や一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上							



↓	成果目標③-2の 設定理由 (短期アウトカム からのつながり)	薬物の乱用防止を推進するためには、 <b>薬物事犯者への個別対応のみではなく、薬物相談を担う職員や支援対象者を含む一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上を通して、地域の社会資源とも連携した包括的な対策を講じることが必須であるから。</b>						
成果目標及び成果実績 ③-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 - 年度
	薬物相談を担う職員や支援対象者を含む一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上	-	成果実績	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-
成果実績及び目標値の 根拠として用いた 統計・データ名(出典) /定性的なアウトカムに 関する成果実績	薬物相談を担う職員や支援対象者を含む一般国民の薬物依存症に対する意識・知識の向上							